

法学部通信教育課程

I 2020年度 大学評価委員会の評価結果への対応

【2020年度大学評価結果総評】(参考)

法学部通信教育課程の自己点検・評価は、適正に実施されていると評価できる。

法学部通信教育課程では、教員による学習ガイダンスを毎年2回開催し(併せて、過去の学習ガイダンスについてウェブ上での配信も行っている)、一般的な履修指導を実施しているほか、オフィスアワーを実施し、適宜、必要に応じて個別な履修指導を実施している。また、単位修得状況が思わしくない学生に対しては、「履修計画書」の提出を指導している。また、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを策定・公表し、計画的、体系的な履修のガイドを示している。

法学部通信教育課程では、学生の学習指導のために、学習を進めるにあたって生じた疑問点についての質問をすることができる「学習質疑」の制度を設けているほか、学習相談会、Web通信学習相談制度も創設し、履修上・学習上の相談に応じている。

一方で、2020年度の中期目標、年度目標、及び達成指標は、2019年度と全く同じであり、また重点目標も前年度と比較してかなり抽象的なものとなっている。コロナウイルス感染症対応など様々な理由はあると思うが、今後は目標等の設定の際は検討願いたい。

【2020年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】

- ・カリキュラム・ツリーおよびカリキュラム・マップが策定されているので、これらを踏まえて、学生が各科目の内容と到達目標を体系に沿って理解し、より自己の学習意欲・関心に即した計画的な履修が行えるようになっている。
- ・生涯学習を含めた多様な背景を有する学生への教育を提供するという通信教育の理念との関係で、特に近年増加している障がいをもつ学生に対する配慮等を実施するための対応として、出願前に事前相談を行い、面接等により学生が求める配慮の希望と本学で提供可能な配慮を確認・調整することにより、ニーズと実情のマッチングを図っている。
- ・レポート等における剽窃の問題に関しては、従前と同様、学習ガイダンスや『学習のしおり』等において指導を徹底するとともに、レポートにおいて剽窃がなされた場合には、全学で制定された不正行為の処分基準に依拠した処分を実施している。さらに剽窃を行った者については厳重に対処するだけでなく、「何が剽窃にあたるのか」「なぜいけないのか」をきちんと理解できるように事後的なフォローも適宜実施している。併せて通信教育部委員の協議並びに法学部法律学科会議及び法学部教授会の審議において個別的の事例に関する対応を議論し、これを踏まえて教員間において今後の全体的な対応へのフィードバックを行っている。
- ・学生数増加に向けた取り組みとして、通信制高校も含めて、通信教育部全体において広報活動の積極的な実施を行うように働きかけるとともに、受講生からの要望に応じてメディアスクーリング科目の拡充を図るよう取り組んでいる。
- ・各種スクーリングを対面ではなくZOOM等を使ったオンラインに切り替え、COVID-19に対する対応を図っている。

【2020年度大学評価委員会の評価結果への対応状況の評価】

法学部通信教育課程は、障がいを持つ学生に対して出願前の事前相談、面談等を実施し、学生の希望やニーズの把握、本学で提供可能な配慮とのマッチングが図られていること、受講生からの要望を踏まえたメディアスクーリングの拡充が図られていることは、通信教育課程の学生の多様な背景やニーズに即した対応として高く評価できる。また、昨今よく問題になるレポート等の剽窃についても、防止のための指導と共に、剽窃を行った者に対する処分の後、剽窃の問題理解のためのフォローが行われていること、それを踏まえて通信教育部委員間の協議や教授会審議等を通じたフィードバックがなされていることなど、適切な対応がとられている。

II 自己点検・評価

1 教育課程・学習成果

【2021年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

1.1 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

①学生の能力育成のため、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程・教育内容が適切に提供されていますか。

S A B

※教育課程の編成・実施方針との整合性の観点から、学生に提供されている教育課程・教育内容の概要を記入。

・通学課程と同等に、法律学を体系的・総合的に学ぶことができるカリキュラムを提供している。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

- ・2013年度から実施されている新カリキュラムにおいては、他大学の通学課程の法律学科で卒業論文を必修とする例が少ないことに鑑み、従来必修とされていた卒業論文を他の科目8単位に振り替えることによっても卒業要件を満たすことができるようにしている。この結果、カリキュラム上、卒業論文は選択科目の一つという位置づけになっているが、一方で卒業論文を提出しない者もコースワークを通じて卒業論文作成と同等の努力を要するものとし、卒業に必要な学力レベルの維持を図っている。
- ・勤労学生や遠隔の学生でも受講できるよう、全科目をレポートによる通信学習科目として設定し、また、多様な日程・地域における単位修得試験の受験の機会を確保している。さらに、スクーリング科目の開講についても受講者の便宜に叶うよう多様な日程を確保するとともに、録画配信によるメディアスクーリングも開設している。なお、これまで行ってきた地方スクーリングについては、COVID-19のためにオンラインでの授業に切り替えている。
- ・スクーリングで新たに「民事執行法」を開講することとしたほか、「法律学特講」で特定分野の法的知識を深められる授業を設け、開講科目の充実を図っている。
- ・『学習のしおり』を改訂し、科目説明を見直して刷新している。

【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

特になし

【根拠資料】※カリキュラムツリー、カリキュラムマップの公開ホームページURLや掲載冊子名称等

- ・<https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/faculty/law/subject/cultural.html> (カリキュラム全体の説明)
- ・<https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/common/doc/faculty/law/subject/curriculum-map.pdf> (カリキュラム・マップ)
- ・<https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/common/doc/faculty/law/subject/curriculum-tree.pdf> (カリキュラム・ツリー)
- ・『学習のしおり 2021』

②学生の能力育成の観点からカリキュラムの順次性・体系性を確保していますか。

S A B

※カリキュラム上、どのように学生の順次的・体系的な履修(個々の授業科目の内容・方法、授業科目の位置づけ(必修・選択等)含む)への配慮が行われているか。また、教養教育と専門科目の適切な配置が行われているか、概要を記入。

- ・通信教育部法律学科の開設科目は、選択必修科目と選択科目に分類されている。前者は、六法科目と基本科目(国際法総論、行政法、労働法等)から構成され、8科目32単位以上の修得が要件である。後者は、基本科目及び先端科目(教育法、親族法・相続法、日本法制史、英米法等)、社会科学の基礎科目等から構成され、32単位以上の選択必修科目の修得単位と合わせて合計で82単位(卒業論文を選択しない場合は86単位)以上になるように修得することが要件である。
- ・通信教育部の特性を踏まえ、「選択必修科目」「選択科目」から8単位以上をスクーリングで修得することを要件とし、各種スクーリングで多様な科目を受講できるようにしている。また、卒業論文を選択科目として配置し、学生が自由に選択(履修)することができるようにしている。
- ・法律学の体系性を勘案して体系的な履修が行われるように各科目の学年配当を行っている。またガイドとしてカリキュラム・ツリー(2017年度)及びカリキュラム・マップ(2018年度)を明示することで、学生自身が体系性を理解した上で計画的な履修をしやすいようにしている。

【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

特になし

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・『学習のしおり 2021』
- ・<https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/faculty/law/subject/cultural.html> (カリキュラム全体の説明)
- ・<https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/common/doc/faculty/law/subject/curriculum-map.pdf> (カリキュラム・マップ)

1.2 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

①学生の履修指導を適切に行っていますか。

S A B

【履修指導の体制及び方法】※箇条書きで記入。

- ・教員による学習ガイダンスを毎年2回開催するのが慣例であるが、2020年度はCOVID-19のために行うことができなかった。但し、過去の学習ガイダンスをウェブ上で配信することでこれを補完している。また2021年度はすでに学習ガイダンスを実施する予定を組んでいる。一般的な履修指導を実施しているほか、オフィスアワーを実施するなど、適宜、必要に応じて個別的な履修指導を実施している。
- ・単位修得状況が思わしくない学生に対しては、「履修計画書」の提出を指導している。
- ・カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを示すことによって、学生が計画的、体系的に各学年の科目を履修してゆくことができるようにしている。

【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

| | |
|---|---|
| 特になし | |
| <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/support/ (通信教育部による学習サポート全体の説明) ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/guidance/ (教員による学習ガイダンスの配信についての説明) | |
| ②学生の学習指導を適切に行っていますか。 | S <input checked="" type="checkbox"/> A B |
| <p>※取り組みの概要を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の学習指導のために、学習を進めるにあたって生じた疑問点についての質問をすることができる「学習質疑」の制度を設けているほか、学習相談会、Web 通信学習相談制度も設けて、履修上・学習上の相談に応じている。 ・ 勤労学生、遠方の学生等の便宜に対応するため、過去に実施したのものも含めて、ウェブ上に学習ガイダンスの動画を公開している。 ・ 近年、特にレポートにおいて「剽窃」と評価されるケースが増加しているという問題がある。このため、文献の引用の仕方・出典の表示方法について重点的に繰り返し指導を行うようにしている。剽窃を行った者については厳重に対処するとともに、「何が剽窃にあたるのか」「なぜいけないのか」をきちんと理解できるように、個別の面談による指導も行っている。 ・ 剽窃の問題を含め不正行為及びその処分については、『学習のしおり』に掲載し、学生に特に注意を促している。 | |
| <p>【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> | |
| 特になし | |
| <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/support/ (通信教育部による学習サポート全体の説明) ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/guidance/ (教員による学習ガイダンスの配信) ・ 『学習のしおり 2021』 | |
| ③通信教育課程では、通常の教育課程や教育方法に加え、COVID-19 への対応・対策として、教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動において工夫を講じていますか。行っている場合はその内容と教育活動の効果について教えてください。 | |
| <p>※取り組みの概要を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が集まって密な環境となることを防ぐため、スクーリングは ZOOM 等を使ったオンラインスクーリングに切り替えた。対面で行わない結果、一方通行的な授業にならないよう、シラバスに学生からの質問方法・教員からのフィードバックの方法等の記載を明確にするようにしている。 ・ 通信教育課程の特性上、従来から遠隔地学生の教育経験があるため、成績評価方法について大きな見直しの必要はないと考えている。 | |
| <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>『法政通信』(毎月発行、各期のスクーリングシラバス掲載)</p> | |
| 1.3 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。 | |
| ①成績評価と単位認定の適切性を確認していますか。 | S <input checked="" type="checkbox"/> A B |
| <p>【確認体制及び方法】 ※箇条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクーリング科目を含め、各科目に関して、法律学科会議でカリキュラム編成の審議等に際して、通信教育学務委員(通教主任)が中心となって必要に応じた検証を実施している。 ・ 卒業論文については、毎年度、卒業論文の口頭試問が終了した3月の法律学科会議において、通教主任が中心となって総括的な審議を実施し、そこで成績評価と単位認定の適切性についても検証し確認している。 | |
| <p>【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> | |
| 特になし | |
| <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし | |
| 1.4 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。 | |
| ①成績分布、進級などの状況を学部(学科)単位で把握していますか。 | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| <p>※データの把握主体・把握方法・データの種類等を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の進級については、法学部教授会規程に従い、法学部教授会で個別に判定している。 ・ 学生の成績分布、試験放棄(登録と受験の差)等の実績は、教授会が定期的に報告を求める体制にはなっていないものの、通信教育学務委員会において在籍者数・離席者数等の詳細なデータ開示がなされる等、通信教育部事務部から通信教育 | |

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。
 ※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

| | |
|---|---|
| 部学務委員を通じて学部・学科に報告がなされ得る体制になっている。学生の上級については、法学部教授会規程に従い、法学部教授会で個別に判定している。 | |
| 【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし | |
| ②分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われていますか。 | S <input checked="" type="checkbox"/> A B |
| ※取り組みの概要を記入。 ・卒業に必要な124単位（卒業論文を選択しない場合は合計128単位。内訳、教養42単位、専門82単位〔卒業論文を選択しない場合は86単位〕）につき、スクーリング科目での必修を設ける（教養・外国語2単位、専門8単位、合計30単位）等、通信教育の特性に配慮しつつ適切に学習成果が測定できる科目編成を行っている。 ・各科目について、担当教員は、科目の特性、通信教育・スクーリング・録画配信によるメディアスクーリング等の開講形態の特性に応じて、シラバスにおいて、適切な到達目標を設定し、到達目標を踏まえた成績評価基準を設定し、受講者に示している。 | |
| 【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。 特になし | |
| 【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・ https://syllabus.hosei.ac.jp/web/show.php?gakubueng=TK&t_mode=pc&nendo=2021 （通信教育 web シラバス） ・ https://syllabus.hosei.ac.jp/web/show.php?gakubueng=TKS&t_mode=pc&nendo=2021 （スクーリング web シラバス） ・『法政通信』（毎月発行） | |
| ③具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われていますか。 | S <input checked="" type="checkbox"/> A B |
| ※取り組みの概要を記入。取り組み例：アセスメント・テスト、ルーブリックを活用した測定、学習成果の測定を目的とした学生調査、卒業生・就職先への意見聴取、習熟度達成テストや大学評価室卒業生アンケートの活用状況等。 ・学生の学習成果は、教科毎のレポート及び単位修得試験により測定している。 ・メディアスクーリング授業については、上記に加えて小テストを実施している。 | |
| 【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。 特になし | |
| 【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし | |

(2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

| 内容 | 点検・評価項目 |
|-------|---------|
| ・特になし | |

(3) 問題点・課題

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

| 内容 | 点検・評価項目 |
|-------|---------|
| ・特になし | |

【この基準の大学評価】

| |
|---|
| <p>法学部通信教育課程では、「選択必修科目」として六法科目と基本科目を、「選択科目」として基本科目と先端科目、社会科学の基礎科目を配置し、それぞれの必要単位数を設定すると共に、このうちスクーリングでの修得単位数の要件（8単位以上）を設定する、卒業論文を選択科目として他の科目8単位との振り替え条件を設定するなど、学生の選択肢を尊重しつつバランスのとれたカリキュラム構成が行われている。その中で、新しいスクーリング科目として「民事執行法」が開講されるなど、開講科目の充実が図られている点も評価できる。単位修得試験の日程・地域やスクーリング科目の日程などの設定において多様化の配慮がされていることも、学生のニーズに適った措置である。カリキュラム・マップ、カ</p> |
|---|

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。
 ※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

リキュラム・ツリーを策定・公表し、体系的な履修の方向性を学生に示しながら、「学習質疑」制度や学習相談会、Web 通信学習相談制度等を通じて学生の質問・相談に応じる体制が用意されていること、単位修得状況が思わしくない学生への「履修計画書」の提出指導、剽窃を行った者への個別面談が行われていることも、学生の具体的な状況や事情に応じた指導体制として適切である。

2 その他の基準の COVID-19 への対応

【2021 年 5 月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

| |
|--|
| 2.1 その他、学生支援や学生の学習環境や教員の教育環境整備、社会貢献における COVID-19 対応・対策を行っているか。 |
| ①その他、通信教育課程として学生支援や学生の学習環境や教員の教育研究の環境整備、社会貢献等における COVID-19 への対応・対策を行っていますか。行っている場合は、その内容を教えてください。 |
| ※取り組みの概要を記入 ・スクーリングをオンラインで行うようにし、レジュメ等の資料も LMS で配信するなどの方法を用いて、COVID-19 に対応している。 |
| 【根拠資料】 ・ https://syllabus.hosei.ac.jp/web/show.php?gakubueng=TKS&t_mode=pc&nendo=2021 (スクーリング web シラバス) ・『法政通信』(毎月発行) |

【この基準の大学評価】

法学部通信教育課程では、コロナ禍のため、通常年 2 回実施している学習ガイダンスが実施できなかったのは残念であるが、それに代えて過去のガイダンスをウェブ上で配信したのは、状況に応じた適切な措置であった。スクーリングをオンラインに切り替え、同時に授業の双方向性確保のために学生からの質問・そのフィードバックの方法を明示したこと、レジュメ等の資料の LMS 配信を行ったことなども、感染状況と学習効果の両方に配慮した対応として評価できる。

III 2020 年度中期目標・年度目標達成状況報告書

| No | 評価基準 | 理念・目的 | |
|----|-------|--|---|
| 1 | 中期目標 | 法学部の理念・目的についての継続的な検証 | |
| | 年度目標 | 法学部の理念・目的に基づき、新たなアセスメント・ポリシーを策定する。 | |
| | 達成指標 | 教授会における検討。 | |
| | 年度末報告 | 教授会執行部による点検・評価 | |
| | | 自己評価 | A |
| 理由 | | 教授会において改定の必要性について検討を行った。 | |
| | 改善策 | 引き続き継続的な検証を行う。 | |
| No | 評価基準 | 内部質保証 | |
| 2 | 中期目標 | 教授会から独立して設置された質保証委員会を、実効的に機能させるための課題の検討 | |
| | 年度目標 | 質保証委員会の課題について再度確認する。 | |
| | 達成指標 | 実効性ある質保証活動に関する教授会執行部による検討と前任の質保証委員への意見聴取。 | |
| | 年度末報告 | 教授会執行部による点検・評価 | |
| | | 自己評価 | A |
| 理由 | | 教授会執行部において質保証委員会との連絡事項の検討などを行ったが、コロナ禍の影響もあり質保証活動の活性化を具体的に依頼するまでには至らなかった。 | |
| | 改善策 | 次年度は、年度目標策定のタイミングで質保証委員会に確実に連絡を行い、質保証活動の活性化を依頼する。 | |
| No | 評価基準 | 教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】 | |
| 3 | 中期目標 | 社会の多様な問題に対する法的な見方を体系的・効果的に習得できる課程を編成し、時代のニーズに応えた科目を提供するほか、多様な方法による学びの場を提供する。 | |
| | 年度目標 | 昨年度以前に策定したカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーにより体系的・計画的な履修がなされているかどうかを確認する。 | |

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S: さらに改善した、A: 従来通り、B: 改善していない」を意味する。

| | | |
|-------|----------------|--|
| | 達成指標 | 通信教育学務委員による検討と法律学科会議での検討。 |
| 年度末報告 | 教授会執行部による点検・評価 | |
| | 自己評価 | A |
| | 理由 | 通教育学務委員および授業編成にかかる法律学科会議で、主として体系的な履修を可能にするための通信学習、スクーリング及びメディアスクーリングの科目提供の在り方、開講間隔等について議論した。 |
| | 改善策 | カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリー策定後に入学した学生の学修状況を調査し、引き続きその効果を確認しつつ、検討を続ける。 |
| No | 評価基準 | 教育課程・学習成果【教育方法に関すること】 |
| 4 | 中期目標 | 通信教育の特質を踏まえ、学生による自主的・効果的な学習への取組みを持続的に支援することを重視した教育を実施する。 |
| | 年度目標 | 多様な方法の学びの場を提供するため、学生からのニーズの高いメディアスクーリング科目の継続・新規開講を行う。 |
| | 達成指標 | 次年度の新規のメディアスクーリング科目の開講の決定。 |
| | 教授会執行部による点検・評価 | |
| 年度末報告 | 自己評価 | A |
| | 理由 | 新規科目の開講はないが、2021年度に向けて既存科目である「総則・商行為法(I)」及び「行政法」について授業録画の撮り直しを行った。 |
| | 改善策 | 引き続きカリキュラムに照らして必要とされる新規科目の開講の準備を進めるとともに、10年を経過した既存科目の新規の撮り直しを進めていく。 |
| | 教授会執行部による点検・評価 | |
| No | 評価基準 | 教育課程・学習成果【学習成果に関すること】 |
| 5 | 中期目標 | 学習成果に係る各種指標に基づく検証を不断に行い、学生アンケート等を通じて教育理念・目的に沿った学習効果があがっているかを検討する。 |
| | 年度目標 | 離籍率の動向を分析し、離籍者を減らすために成績分布及び学生アンケート等から対策を検討する。 |
| | 達成指標 | 通信教育学務委員による検討と法律学科会議での検討。 |
| | 教授会執行部による点検・評価 | |
| 年度末報告 | 自己評価 | A |
| | 理由 | 成績分布および学生アンケートを踏まえて、単位取得の障害事由を分析するとともに、卒業単位取得の観点や学生の要望を踏まえて、2021年度の各期スクーリング開講科目を充実させるよう対応した。 |
| | 改善策 | 2021年度において、引き続きコロナ禍での異例の対応が継続されるが、学生に対する影響等につき注視していきたい。 |
| | 教授会執行部による点検・評価 | |
| No | 評価基準 | 学生の受け入れ |
| 6 | 中期目標 | 多様なバックグラウンドを有する学生の受入に務めるとともに、適切な能力や意欲を有しているかを確保するため、入学前の成績等や志望理由を精査する。 |
| | 年度目標 | 学生に、ふさわしい能力・意欲を適切に判断するため、通信教育学務委員により今後も志願書類等の慎重な審査に努める。 |
| | 達成指標 | 入学審査が適正に行われているかどうかについての通信教育学務委員による検討と法律学科会議での検討。 |
| | 教授会執行部による点検・評価 | |
| 年度末報告 | 自己評価 | A |
| | 理由 | 2020年度は、4月以降、コロナ禍での異例の対応となったが、入学審査については、例年どおり通信教育学務委員が慎重に審査を行っている。 |
| | 改善策 | 2019年度からの検討事項となっているが、入学志願書の項目変更等、大幅な審査内容の変更まで行うべきかどうか、引き続き検討を続ける。 |
| | 教授会執行部による点検・評価 | |
| No | 評価基準 | 教員・教員組織 |
| 7 | 中期目標 | 法学部専任教員を中心とする科目提供を行うとともに、専任教員との連携の下で外部講師に協力を求めることを通じ、通信教育にふさわしい科目の提供を確保し、必要とされる教育水準を維持する。 |

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

| | | | |
|---|-------|--|---|
| | 年度目標 | 通学課程を前提とした法学部専任教員を中心とする科目提供を行うとともに、通信教育にふさわしい科目が提供できているかどうかを、外部講師の協力の確保を含めて検証する。 | |
| | 達成指標 | 通信教育学務委員による検討と法律学科会議での検討。 | |
| | 年度末報告 | 教授会執行部による点検・評価 | |
| | | 自己評価 | S |
| 理由 | | 通教育学務委員および2021年度の授業編成にかかる法律学科会議で、通教学生のニーズを勘案しつつ、多様な学びを提供できる科目提供の在り方、開講間隔等について議論し、各分野ごとに担当教員の配置を検討した。 | |
| | 改善策 | - | |
| No | 評価基準 | 学生支援 | |
| 8 | 中期目標 | 通信教育課程独自の学生支援体制を維持するとともに、通信教育課程においても増加傾向にある障害学生について、全学と連携して必要な相談・適切な支援を行う。 | |
| | 年度目標 | 近年増加している障がい等により配慮を必要としている学生について、出願前の事前相談により、学生のニーズを把握するとともに、本学に提供可能な配慮を説明し、相互の調整を図り、安心・納得して出願及び学習ができる状況を整える。 | |
| | 達成指標 | 通信教育学務委員及び通信教育部事務による障がい等により配慮を必要としている出願予定者に対する事前説明および面接等による学生のニーズと本学で提供できる配慮の事前調整と調整した合理的配慮の確実な実施。 | |
| | 年度末報告 | 教授会執行部による点検・評価 | |
| | | 自己評価 | S |
| | | 理由 | 障害により配慮を必要としている出願予定者がいる場合には、本人及びその保護者に対して、オンラインでの面接による事前相談を行い、それに従って本学で提供可能な配慮を説明している。また、在学生に対しても、適宜、オンラインでの面接対応を行った。 |
| | | 改善策 | - |
| No | 評価基準 | 社会連携・社会貢献 | |
| 9 | 中期目標 | 法学部質保証委員会を通じた質保証活動を、中期期間（2018－2021年度）中、着実に実施する。 | |
| | 年度目標 | 2019年度に引き続き、法学部質保証委員会を通じ、通信教育課程法律学科において教育の質が確保されているか否かを検証する。 | |
| | 達成指標 | 法学部質保証委員会での検討。 | |
| | 年度末報告 | 教授会執行部による点検・評価 | |
| | | 自己評価 | S |
| | | 理由 | 通信教育学務委員の提出した資料を元に、法学部質保証委員会で教育の質の確保について検討を行った |
| 改善策 | | - | |
| <p>【重点目標】 内部質保証（質保証委員会の課題の再確認）</p> <p>【目標を達成するための施策等】 年度前半（春学期）中に質保証委員会と執行部との間で連絡を取り、質保証活動の活性化を依頼する。</p> <p>【年度目標達成状況総括】 2020年度は、コロナ禍の下での異例な対応が求められた。特に重点目標として設定した質保証活動の活性化については、年度前半はオンライン会議に各教員が不慣れであったこともあり、必ずしも所期の目的を達成することはできなかったが、少なくとも次年度に向けた検討については進めることができた。 他方、全体として見れば、このような状況下においても年度目標をおおむね達成することができた。また、障害学生等の出願前の事前相談・事前調整、さらに必要に応じて在籍学生に対する面接対応について、コロナ禍の下において対面で実施が不可能であるため、オンラインの手段を積極的に用いて対応することができた。引き続き、通信教育に対する多様なニーズに対応すること、また法学部法律学科の在学生・卒業生として求められる学生の質を確保することが、今後の課題となる。</p> | | | |

【2020年度目標の達成状況に関する大学評価】

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。
 ※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

法学部通信教育課程では、コロナ禍でイレギュラーな対応が必要になる中、9項目中、3項目が自己評価S、6項目がAとなっており、順調な達成状況と言える。特に「学生支援」の面で、障がいにより配慮を必要とする出願予定者への事前相談や在学生への面接対応がオンラインで実施されたことは、有効な対応であった。他方、重点目標とされた質保証活動の活性化について、コロナ禍の影響により、当初目指した質保証委員会への具体的依頼に至らなかったのは残念であったが、その中でも教授会執行部にて、質保証委員会との連絡事項の検討などが進められたのは一定の成果である。引き続き2021年度における進展が期待される。

IV 2021年度中期目標・年度目標

| No | 評価基準 | 理念・目的 |
|----|------|---|
| 1 | 中期目標 | 法学部の理念・目的についての継続的な検証 |
| | 年度目標 | 法学部の理念・目的に基づき、通信教育の特性に配慮した新たなアセスメント・ポリシーを策定する。 |
| | 達成指標 | 学科会議および学部教授会における検討。 |
| No | 評価基準 | 内部質保証 |
| 2 | 中期目標 | 教授会から独立して設置された質保証委員会を、実効的に機能させるための課題の検討 |
| | 年度目標 | 質保証委員会の課題について再度確認する。 |
| | 達成指標 | 実効性ある質保証活動に関する教授会執行部による検討と前任の質保証委員への意見聴取。 |
| No | 評価基準 | 教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】 |
| 3 | 中期目標 | 社会の多様な問題に対する法的な見方を体系的・効果的に習得できる課程を編成し、時代のニーズに応えた科目を提供するほか、多様な方法による学びの場を提供する。 |
| | 年度目標 | カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーが生かされ、体系的な履修がなされているかどうかを確認する。ニーズの高いメディアスクーリングの拡充を検討する。 |
| | 達成指標 | 体系的な履修については、通信教育部学務委員が調査・検討。メディアスクーリングについては新規開講科目の検討および録画の古くなったものの撮り直しの検討。 |
| No | 評価基準 | 教育課程・学習成果【教育方法に関すること】 |
| 4 | 中期目標 | 通信教育の特質を踏まえ、学生による自主的・効果的な学習への取組みを持続的に支援することを重視した教育を実施する。 |
| | 年度目標 | 特にCOVID-19に対応した教育方法を検討する。 |
| | 達成指標 | 通信教育部学務委員によるスクーリングのオンライン化による問題点の調査と対応。 |
| No | 評価基準 | 教育課程・学習成果【学習成果に関すること】 |
| 5 | 中期目標 | 学習成果に係る各種指標に基づく検証を不断に行い、学生アンケート等を通じて教育理念・目的に沿った学習効果があがっているかを検討する。 |
| | 年度目標 | 成績分布及び学生アンケート等から学習成果状況を把握するとともに、近年増加している剽窃の問題への対応を検討する。 |
| | 達成指標 | 通信教育部学務委員が学生の学習成果状況を点検し、また剽窃については面談による個別指導も含めて対応。 |
| No | 評価基準 | 学生の受け入れ |
| 6 | 中期目標 | 多様なバックグラウンドを有する学生の受入に務めるとともに、適切な能力や意欲を有しているかを確認するため、入学前の成績等や志望理由を精査する。 |
| | 年度目標 | 学生に、ふさわしい能力・意欲を適切に判断するため、通信教育学務委員が志願書類等の慎重な審査に努める。 |
| | 達成指標 | 入学審査が適正に行われているかどうかについての通信教育学務委員による検討と法律学科会議での検討。 |
| No | 評価基準 | 教員・教員組織 |
| 7 | 中期目標 | 法学部専任教員を中心とする科目提供を行うとともに、専任教員との連携の下で外部講師に協力を求めることを通じ、通信教育にふさわしい科目の提供を確保し、必要とされる教育水準を維持する。 |
| | 年度目標 | 通学課程を前提とした法学部専任教員を中心とする科目提供を行うとともに、通信教育にふ |

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

| | | |
|---|------|---|
| | | さわしい科目が提供できているかどうかを、外部講師の協力の確保を含めて検証する。またこれら教員組織によるメディアスクーリングの強化を図る。 |
| | 達成指標 | 通信教育学務委員による検討と法律学科会議での検討。 |
| No | 評価基準 | 学生支援 |
| 8 | 中期目標 | 通信教育課程独自の学生支援体制を維持するとともに、通信教育課程においても増加傾向にある障害学生について、全学と連携して必要な相談・適切な支援を行う。 |
| | 年度目標 | 障がい等により配慮を必要としている学生について、出願前の事前相談により、学生のニーズを把握するとともに、本学に提供可能な配慮を説明し、相互の調整を図り、安心・納得して出願及び学習ができる状況を整える。 |
| | 達成指標 | 通信教育学務委員及び通信教育部事務による障がい等により配慮を必要としている出願予定者に対する事前説明および面接等による学生のニーズと本学で提供できる配慮の事前調整と調整を踏まえた合理的配慮の確実な実施。 |
| No | 評価基準 | 社会連携・社会貢献 |
| 9 | 中期目標 | 法学部質保証委員会を通じた質保証活動を、中期期間（2018－2021年度）中、着実に実施する。 |
| | 年度目標 | 法学部質保証委員会を通じ、通信教育課程法律学科において教育の質が確保されているか否かを継続的に検証する。 |
| | 達成指標 | 法学部質保証委員会での検討。 |
| <p>【重点目標】 COVID-19への対応を踏まえた教育方法の展開 【目標を達成するための施策等】 オンラインによる技術を用いたスクーリング科目等の整備・拡充</p> | | |

【2021年度中期目標・年度目標に関する大学評価】

法学部通信教育課程では、(2020年度の本項目の大学評価では、年度目標・達成指標が「2019年度と全く同じ」で重点目標も「抽象的」との指摘がなされたが) 2021年度は、「教育課程・学修成果」に関して、メディアスクーリングの拡充や古い録画の取り直しの検討、スクーリングのオンライン化に伴う問題点の調査と対応など、具体的で適切な内容が設定されている。他方、「内部質保証」の年度目標と達成指標は2019年度と同じ内容であるが、2020年度の取り組みが途上となったことを踏まえ、質保証活動の活性化のための具体的な検討や取り組みを目指し、質保証委員会にて対応が進められることを期待する。

【大学評価総評】

法学部通信教育課程の自己点検・評価は適正に実施されている。通信教育課程では、学生の背景やニーズが通学課程以上に多様化する傾向がある中で、カリキュラム編成における科目バランスの配慮や開講科目の拡充、録画配信によるメディアスクーリングの開設など、学生の便宜にかなう実施体制が生まれ、単位修得試験やスクーリング科目の日程の多様化の配慮、「学習質疑」制度や学習相談会、Web通信学習相談制度などによる個別相談、単位修得状況が思わしくない学生や剽窃を行った学生へのフォローといったさまざまな面で柔軟な教育指導の措置がとられていることも評価できる。コロナ禍状況の中で、学習ガイダンスのウェブ配信やオンラインでのスクーリングの実施、障がいにより配慮を必要とする出願予定者への事前相談や在学生への面接対応のオンライン実施がなされたことなども適切かつ有効な対処であった。2021年度の年度目標・達成指標として、メディアスクーリングの拡充強化（新規開講科目や撮り直しの検討、外部講師の協力の確保）やスクーリングのオンライン化による問題点の調査と対応が挙げられており、いずれも重要な課題と考えられるので、これらの面での成果が期待される。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。
 ※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。